

預り品規定

1 (お預り期間)

- (1) お預り期間は、当ホテルがお預り品をお預りした日からお受取りご指定日までとします。
- (2) お受取りご指定日は、当ホテルがお預り品をお預りした日から1か月以内に限りです。
- (3) お受取り日のご指定がない場合は、お預り期間はお預りの日から1か月間とします。

2 (お受取り人)

お預り品のお受取り人は、お預けのご依頼人又はその方がお受取り人としてご指定された第三者とします。

3 (お受取り人の確認)

お受取り人又は権限を与えられた第三者は、お預り品のお受取りを請求なされる際、当ホテルの係の者にお預り証をご提示下さい。お受取人がお預けのご依頼人によって指定された第三者の場合は、お預り証のご提示は不要ですが、正当なお受取り人であることを示すものご提示を求めることがあります。係員は相当の注意をもってお受取り人の同一性を確認し、お預り品をお返しします。この場合、当ホテルはお預り品に関して責任を免れるものとします。

4 (損害の賠償)

- (1) お預り品の紛失、毀損、変質、その他一般に不可抗力とされている事由による損害に対しては、当ホテルはその責任を負いません。
- (2) お預り品の毀損、変質その他ご依頼人の責めに帰すべき事由により当ホテル又は第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

5 (お預り品処分)

- (1) お預り期間終了後1週間以内にお預り品のお受取りがない場合は、当ホテルはお預り品を別途通常の管理をし、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分することができるものとします。かかる処分が困難な場合、当ホテルは当該お預り品を廃棄することができるものとします。
- (2) 前項の処分に要する費用はご依頼人の負担とします。ただし、処分によって得られた代金は、処分の費用に充当することができるものとします。

6 (緊急措置)

- (1) 当ホテルは、次のような事態が生じたときは、臨機の措置をとることができるものとします。
 - (a) 司法機関の要求によりお預り品の開披を求めたとき、又は
 - (b) 火災、お預り品の異変、その他緊急を要する事態
- (2) 上記のいずれかの事態が発生した場合、当ホテルはお預り品に生じた損害について何らの責任も負いません。

7 (支配する国語)

本約款は日本語と英語で作成されますが、約款の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本語がすべての点について支配するものとします。

8 (管轄及び準拠法)

本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。